令和6年度第4回 原村環境保全審議会 議事録

1. 日時 令和6年11月20日(水)14:00~14:40

2. 場所 講堂

3. 議事 住宅兼店舗(用途変更)

4. 会議録

会長 開会あいさつ。

本日の案件について事務局から何かありましたら、お願いします。

事務局特にありません。

会長
それでは、事業者を呼んでください。

事業者 入室

横浜にあります、アーキシップスタジオからまいりました。

会長
それでは、本件について説明をお願いします。

事業者まず、目的ですが原村で別荘の新築工事で、動いていましたが、お施主さ

んが趣味でコーヒーを挽いており、お客様にもテイクアウトで提供した

いとのことで、住宅兼店舗への用途変更になります。

場所は、2001-93、2001-94、2001-95、2001-96になります。

建築面積は110㎡になります。

会長 場所は第2ペンションの下になりますか。

事務局 そうです。

会長何か、ご質問があればお願いします。

事務局 テイクアウトということですが、建物内での飲食はありますか。

事業者 建物内ではなく、テイクアウトが主になります。

会長お客様が入る店舗へのアプローチはどのようになりますか。

事業者本土地が横に長い土地になっており、東西に走る砂利の道があります。

その道を通って訪れ、車が通れる分のみ最低限の伐採をしており、駐車場

は2台を予定しています。

委員 外壁及び屋根のカラーはどのようになりますか。

事業者 カラマツの板張りになります。屋根は、フラットになります。色はクリア

な素地で保護塗料を塗り、木の色をそのまま使用します。

会長素材をそのまましようするとヤニが付くので管理が大変になります。

塗料は何回塗る予定ですか。

事業者 2回程度です。

会長雨水などについてはパラペットの放流になりますか。維持管理はどのよ

うにしますか。

事業者 2階から脚立で上がれるので清掃等できます。

課長お施主さんは常駐して営業されますか。

事業者 夏場のシーズンのみ営業をして、住民票も移さない予定です。

委員 テラスがありますが、テラスでの飲食はありますか。

事業者 テイクアウトが主ですが、テラスで飲食することもあります。

委員 飲食が伴うことにより、保健所への許可申請はしますか。

事業者 保健所には事前に連絡してあり、食品営業許可申請書は提出する予定で

す。

委員 作業所はどのように使用されますか。

事業者 コーヒー豆をストックしたり等の作業をします。また、本人のアトリエと

しても使用します。

委員 アルコールは提供されますか。

事業者アルコールの提供はありません。

会長オープンはいつ頃ですか。

事業者 来年の春先を予定しています。

委員 枝や木が折れたりすることがあるので、建物の被害が起こりえるので管

理をお願いします。

事業者お施主さんにはお伝えします。

会長ほかに質問はありますか。

一同質問なし。

それでは、事業者の方はご退席してください。

事業者退席

会長申し送り事項等はありますか。

施工後において、ヤニが付着したりすることが懸念され、屋根がフラット のため落ち葉が詰まり建物のトラブルが起こり得ます。

店舗のゴミをどのように分けるのかということ、お客様においてはテラスでの飲食とし、建物内での飲食はしないこと、またコーヒー以外の物を提供する場合は別途申請をするようにしてください。また、保健所からの食品営業許可書の写しを確認したあとで、村から開発行為許可書を送付してくばさい。

してください。

他に何かありますか。

一同なし。

それでは、以上で終了とします。

*個人情報等により、一部内容を省略しています。